

いわて子どもプラン

第Ⅲ章 計画の推進

第Ⅲ章 計画の推進

第1 計画推進のためのそれぞれの役割

1 家庭の役割

家庭は、子どもと社会の接点として、基本的な生活習慣や社会的な規範を身に付けさせる場であり、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 家族一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つこと。
- 子育てに対する負担は、女性（母親）に偏りがちとなっていますが、固定的な性別役割分担意識を見直し、男性（父親）も家事や子育てに一層関わり、男女が共に家庭での責任を分担していくこと。
- 日頃から、子どもを家庭や社会を構成する一人の人間として尊重しながら、親子のふれあいに努め、子どもの個性や能力を最大限伸ばすよう努めること。
- 家庭における日常生活の中で、子どもに家庭学習の習慣付けを図るとともに、基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心を身に付けさせること。
- 子どもにとってふさわしい生活の確保や体験的活動機会の提供に努めること。

2 地域の役割

地域は、子どもが仲間同士との遊びや地域の人々との交流を通じて、自立心や社会性などを養うとともに、自然とのふれあいや地域の伝統行事などへの参加を通じて、自然を大切に思う心や郷土を愛する心を育てる場として、また、人と人とのつながりの中で子育て中の親子を支える場として、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 家庭や学校、関係機関、子育て支援活動を行っているNPO等との連携により、地域における各種のボランティア活動、文化活動、スポーツ活動などの振興を図り、子どもたちに多様な生活体験の機会を提供していくこと。
- 市町村子ども・子育て会議における関係機関、団体との連携しや、地域の子育て支援し、さらには、高齢者を含めた地域住民の協力を得て、地域における子育て支援のためのネットワークづくりを進め、相互援助機能の強化を図ること。
- 地域における子育て支援活動や健全育成活動への男性の積極的な参加を促進し、男女共同参画に向けた機運の醸成に努めること。

3 企業の役割

企業は、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策の施策の展開のために、積極的な取組が求められています。

特に、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、男性を含めた子育てに理解のある職場環境の整備の充実が望まれています。

職場優先の企業風土の見直しや就労と子育ての両立支援策の充実に向けて、次のような役割を積極的に果たしていくことが求められています。

- 男女が共に家事や育児に参画できるような職場の雰囲気づくりを進めるとともに、労働時間の短縮や育児のための各種の休暇制度の定着など、家族がともに過ごす時間を確保する環境づくりを推進すること。
- 育児休業制度の利用の促進、恒常的な所定外労働の見直し、事業所内保育施設の整備、再雇用の促進などに努め、男性を含めた子育て中の労働者が仕事と生活の調和の取れた多様な働き方が実現できるよう就業環境、労働条件の整備を進めること。
- 企業の福利厚生施設を地域に開放するなど、子育て支援のための様々な社会貢献を行っていくこと。
- 学校や地域と連携しながら、社会や職業とのかかわりを意識した実践的、専門的な知識・技能に関する教育や生徒の進路意識の向上等への支援・協力を行うこと。

4 学校の役割

学校は、子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、確かな学力を身に付けさせるとともに、様々な芸術・スポーツなど幅広い体験等により、集団生活の中で社会の一員として必要な習慣や社会的規範を身に付け、子ども同士の交流を通して他人を思いやる豊かな心をはぐくんでいきます。

一人ひとりの子どもの個性が尊重され、すべての子どもに魅力のある場所として、学校は、次のような役割を果たすことが求められています。

- 一人ひとりの個性を尊重し、「知・徳・体」を備え調和のとれた人間を育成すること。
- 教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権意識や人権感覚を育てること。
- 子どもを生み、育てることの意義や、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発すること。

5 行政の役割

行政は、次世代育成支援対策が広範な領域分野にわたることから、一貫性のある施策として総合的、計画的に推進していくことが求められるとともに、地域の実情を踏まえながら、県民と一体となって、効果的かつ実効性のある施策の推進を図っていく必要があり、次のような役割を果たすことが求められています。

- 次世代育成支援対策の推進体制の連携を図りつつ、関連施策の総合的、計画的推進に努めること。
- NPO等、民間の団体等が行う子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策に関連する自主的な活動を側面から支援すること。
- 各種広報活動等を通じて子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策の啓発に努めること。
- 子育てについての県民のニーズを踏まえ、適切な子育て支援施策をきめ細やかに展開すること。
- さらに次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画を策定する市町村においては、自らの行動計画に沿って、地域住民と一体となり、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進め、地域の実情に即した次世代育成支援対策の積極的な展開を図ること。

第2 計画の推進体制

1 県の推進体制

県においては、「岩手県子ども・子育て会議」「子育てにやさしい環境づくり推進協議会」等の場を通じて県民の意向を把握しながら、具体的な施策の実施や計画の見直し等への反映に努めます。

2 県民と行政が一体となった推進体制

次世代育成支援対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を期するため、NPO等の民間の団体や企業等の理解と自主的な取組を促進するなど、県民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

いわて子どもプラン

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

県では「岩手県母子家庭等自立促進計画」を平成17年3月に策定し、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の自立に向け、子育て・就業支援、養育費の確保等、総合的・計画的な支援に取り組んできたところです。

しかしながら、厳しい経済雇用情勢を背景に、ひとり親家庭等における低所得者層の割合が増加傾向にあるなど、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き自立を促進するための施策に取り組んでいくことが求められています。

このような状況から、ひとり親家庭等が自立して安定した生活を送ることができるよう、施策の一層の推進を図るため、県では新たな「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「自立促進計画」という。）を策定することとしたものです。

2 計画の目的

県民の誰もが、健やかに、いきいきと自立した生活を送ることを願っており、ひとり親家庭等も就業により可能な限り自立して生活することを希望し、努力しています。

こうした県民の希望や努力に対し、「子どもの健やかな成長の支援」と「自立を支援するきめ細かな福祉サービス等の展開」を基本理念とし、今後、さらに効果的な支援策を総合的に推進することにより、将来にわたってひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

3 計画を策定する根拠や位置付け

この計画は、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づき策定することとし、同法第 11 条の基本方針を踏まえることとします。

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画である「いわて子どもプラン」の一部を構成するものとして策定します。

4 計画期間

この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

5 計画策定体制と経過

(1) 県民意見の反映

- 「子育てにやさしい環境づくり推進協議会母子家庭等自立促進専門部会」を設置し、計画案を協議（平成 21 年 6 月 18 日、同年 9 月 2 日開催）
- 「子育てにやさしい環境づくり推進協議会」（全体会）に計画案報告（平成 21 年 11 月 17 日、平成 22 年 2 月 4 日開催）
- パブリックコメントの実施
県のホームページ等を通じて、県民意見を聴取（12 月 16 日～1 月 18 日）

(2) 県関係各課との連携

- 岩手県母子家庭等自立促進計画改訂に係る検討会による実務的な検討の実施（平成 21 年 5 月 27 日・随時連携）

《本計画における用語の定義》

母子家庭： 死別・離婚等により配偶者のない女子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭

父子家庭： 死別・離婚等により配偶者のない男子が 20 歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦： 配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある者

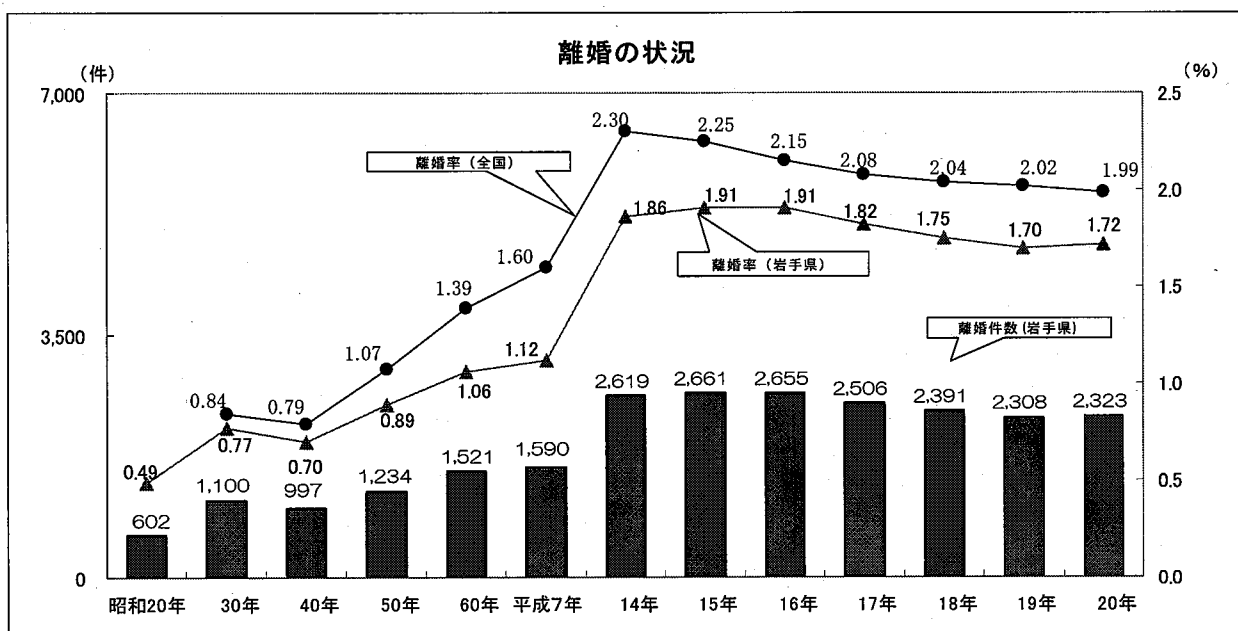
ひとり親家庭： 母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭等： 母子家庭、父子家庭及び寡婦

第2 ひとり親家庭の現状

1 離婚の状況

- 離婚件数は、全国では平成14年、本県では平成15年に過去最高となりましたが、以降は減少傾向にあります。
- 本県の離婚率(人口千対)は、平成20年が1.72で、全国の1.99を下回っています。

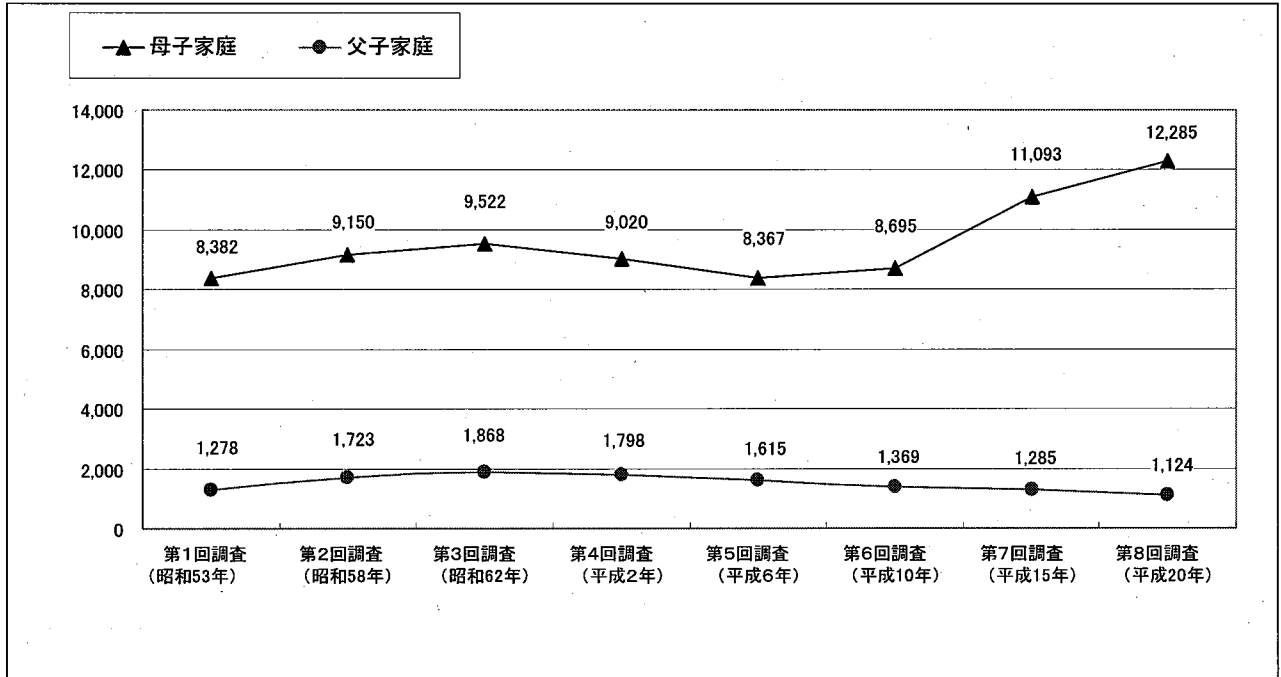


(資料：人口動態統計)

2 母子家庭・父子家庭の状況

(1) 母子家庭・父子家庭の推移

- 「母子家庭」は増加傾向にあり、これまでの調査の中でも、最も多くなっています。一方、「父子家庭」は第3回調査から減少傾向にあります。



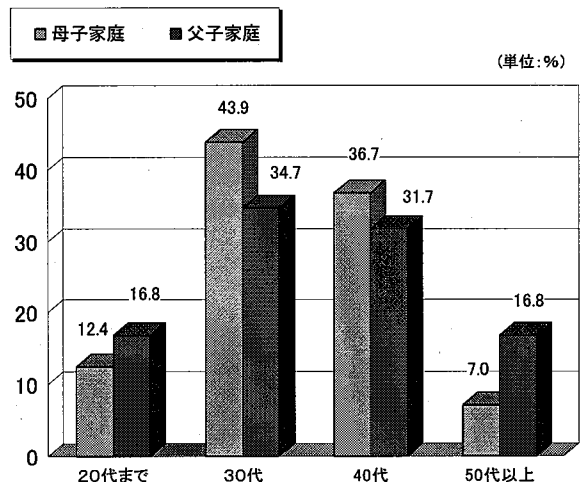
(資料：岩手県母子世帯等実態調査基礎調査)

(2) 平成20年度岩手県母子世帯等実態調査の結果について

- 調査時点の年齢について

母子・父子家庭とも「30代」が最も多くなっています。

	母子家庭		父子家庭	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
20代まで	66	12.4%	17	16.8%
30代	233	43.9%	35	34.7%
40代	195	36.7%	32	31.7%
50代以上	37	7.0%	17	16.8%
合計	531	100.0%	101	100.0%



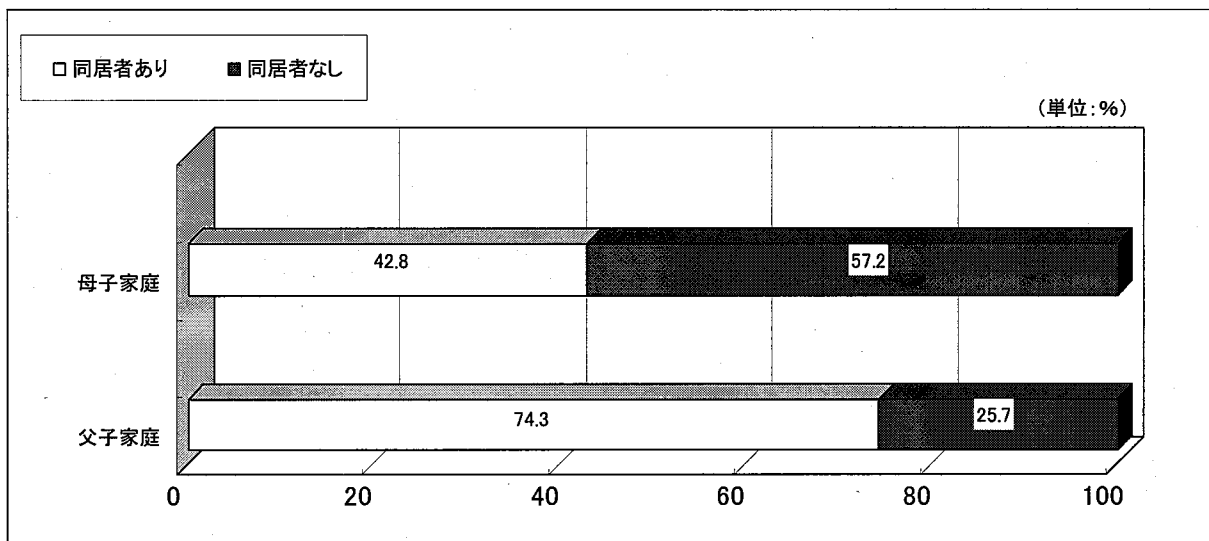
○ 子どもの数について

子どもの数は、母子・父子家庭とも「2人」、年齢（在学）別にみると「小学生」の割合が最も多くなっています。

区分	子どもの数								年齢(在学)別子どもの人数(複数回答)							
	1人	2人	3人	4人	5人	無回答	総計	就学前	小学校	中学校	高校	18~20歳未満	20歳以上	無回答	総計	
母子家庭	世帯数	195	256	65	12	1	2	531	144	271	172	161	68	70	0	886
	割合(%)	36.7%	48.2%	12.2%	2.3%	0.2%	0.4%	100.0%	16.3%	30.6%	19.4%	18.2%	7.7%	7.9%	0.0%	100.0%
父子家庭	世帯数	30	58	11	1	-	1	101	26	79	30	22	6	8	1	172
	割合(%)	29.7%	57.4%	10.9%	1.0%	-	1.0%	100.0%	15.1%	45.9%	17.4%	12.8%	3.5%	4.7%	0.6%	100.0%

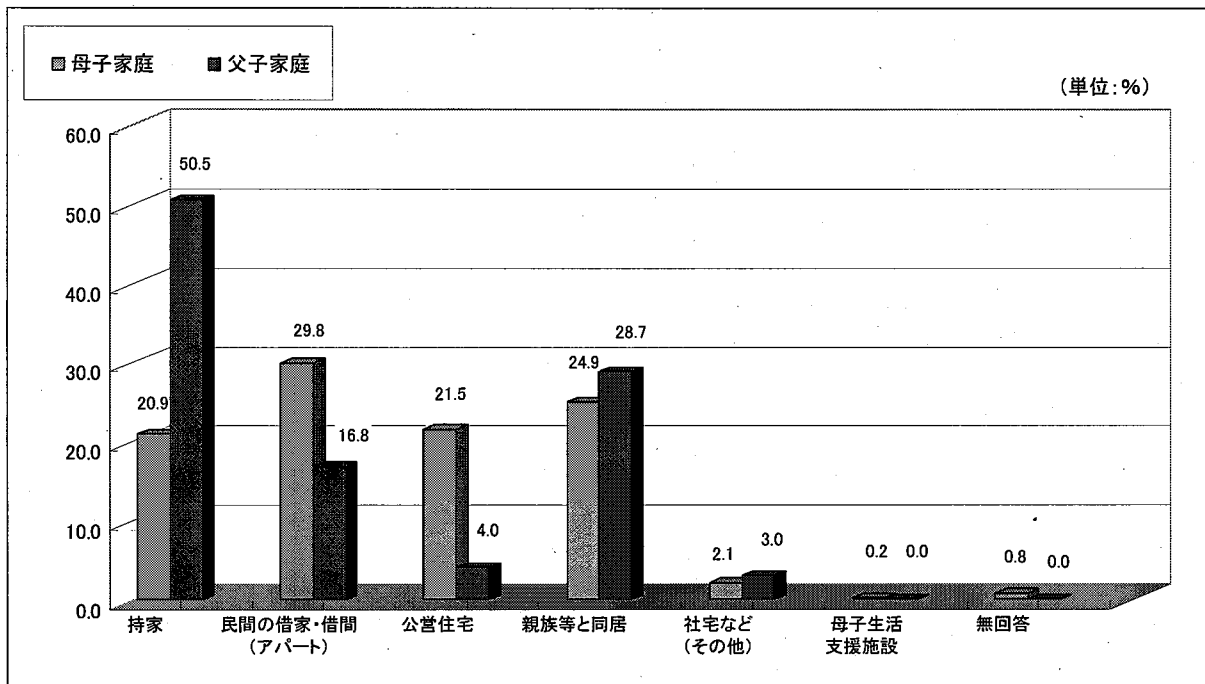
○ 同居者の状況

母子家庭は「同居者なし」が57.2%ですが、父子家庭は74.3%が「同居者あり」となっています。



○ 住居の状況

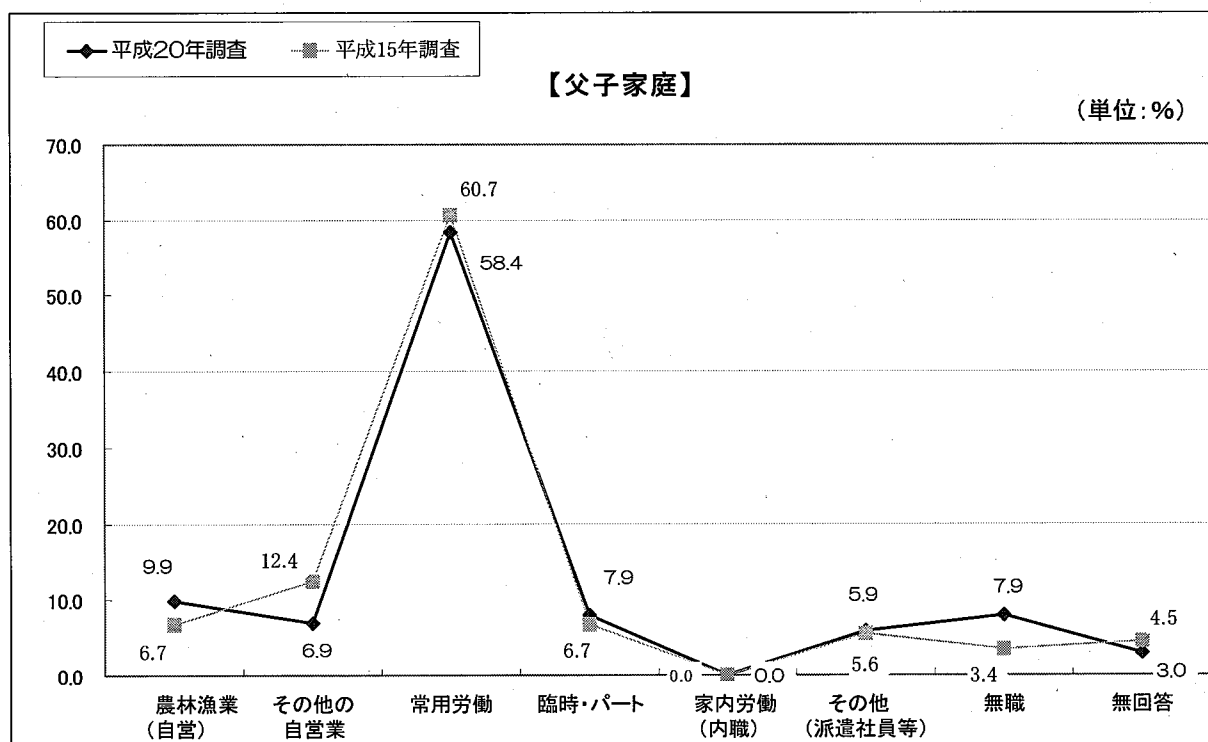
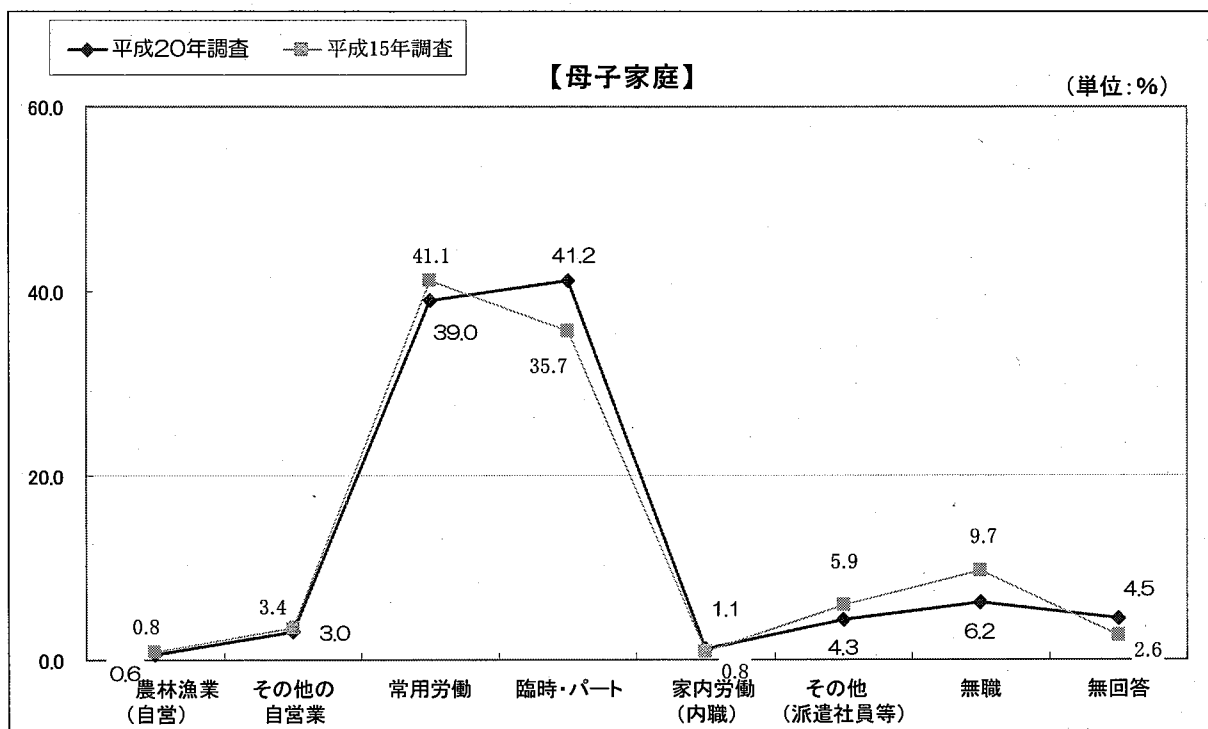
母子家庭は「民間の借家・借間（アパート）」が 29.8%及び「公営住宅」が 21.5%で約半数となっていますが、父子家庭は「持家」が 50.5%となっています。



○ 就労の状況

母子家庭は平成15年調査に比較して、「常用労働」が39.0%に減少し、「臨時・パート」が41.2%に増加しています。

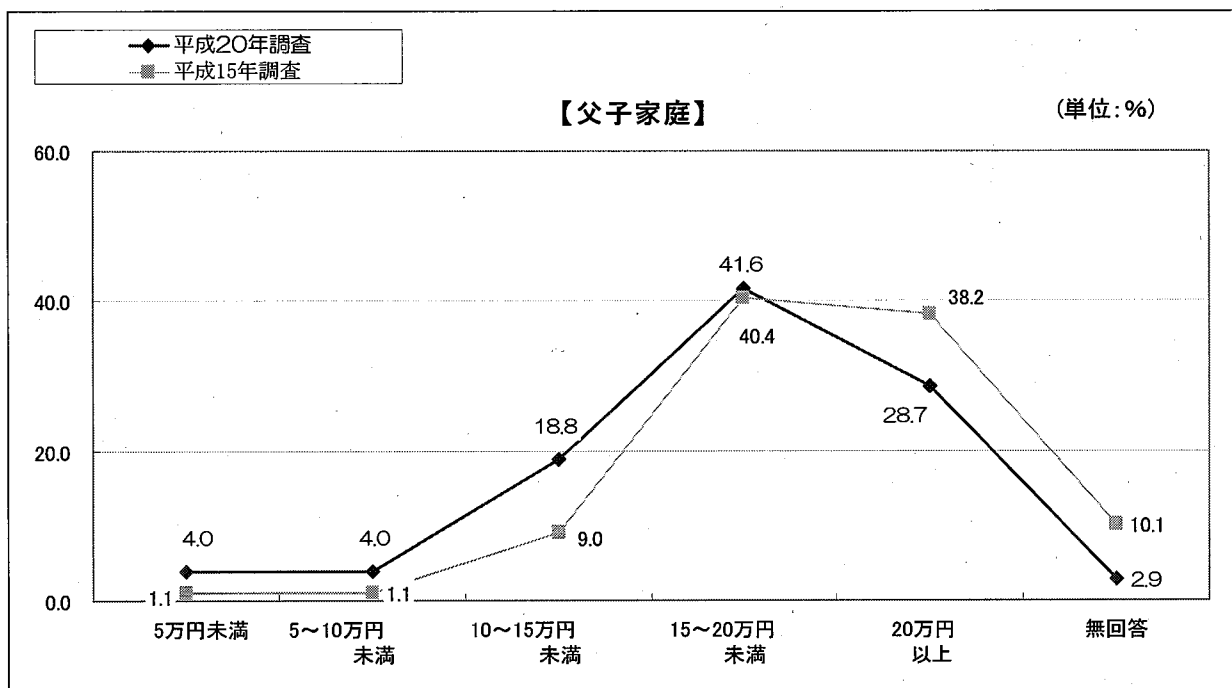
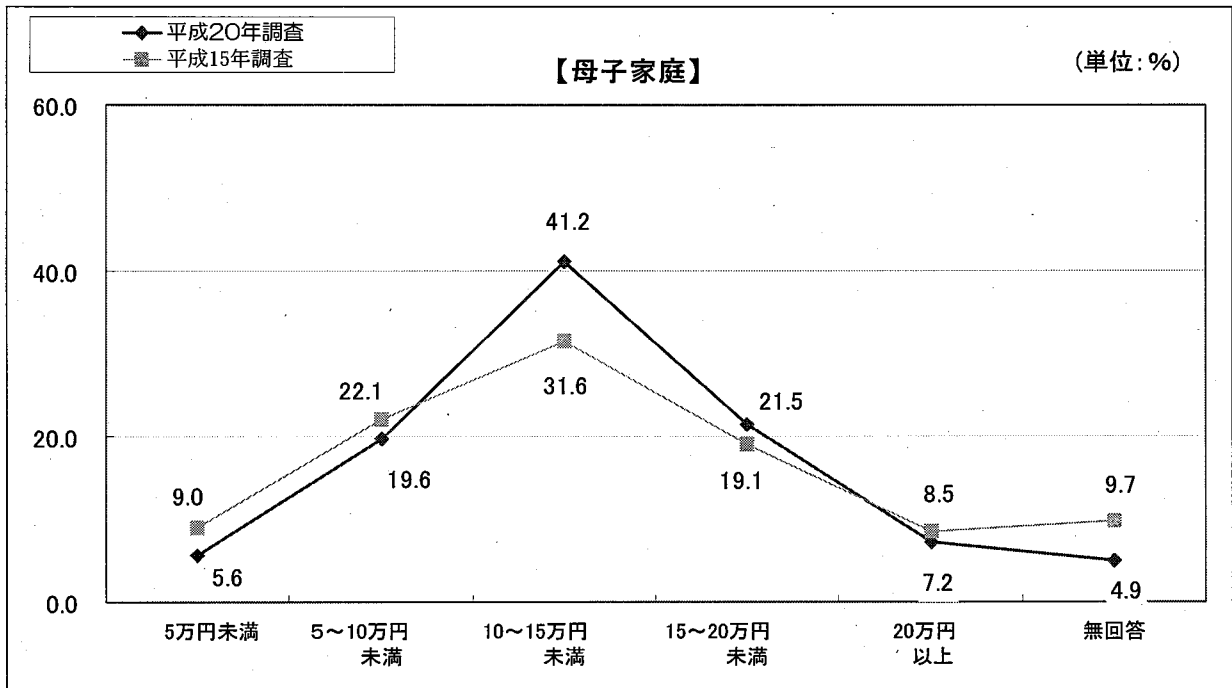
父子家庭は平成15年調査に比較して、「常用労働」が58.4%に若干減少し、また「無職」が7.9%に増加しています。



○ 就労収入の状況

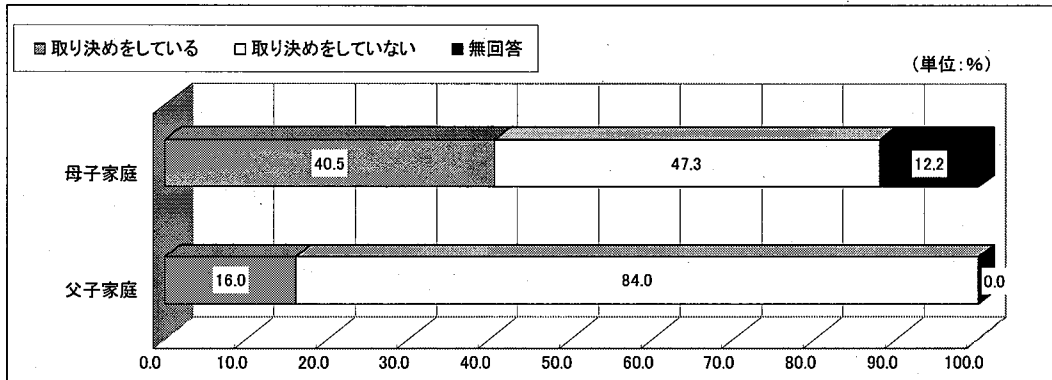
母子家庭の母は、平成15年調査に比較して、「10～15万円未満」が41.2%に増加し、「20万円以上」が若干減少しています。

父子家庭の父は、平成15年調査に比較して、「15～20万円未満」が41.6%に若干増加し、「20万円以上」が28.7%に減少しています。



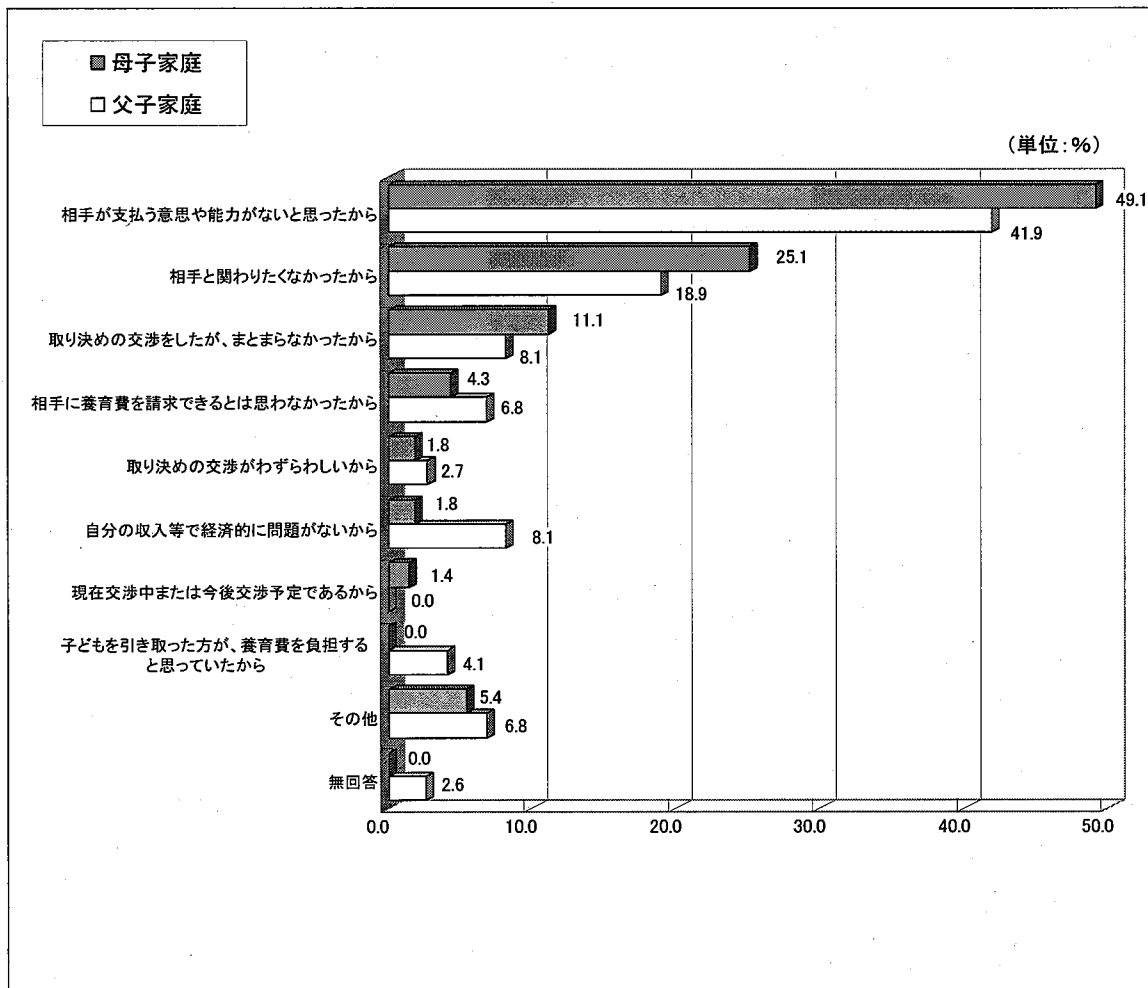
○ 養育費の取り決めの状況

「取り決めてしていない」が母子家庭 47.3%、父子家庭 84.0%となっています。



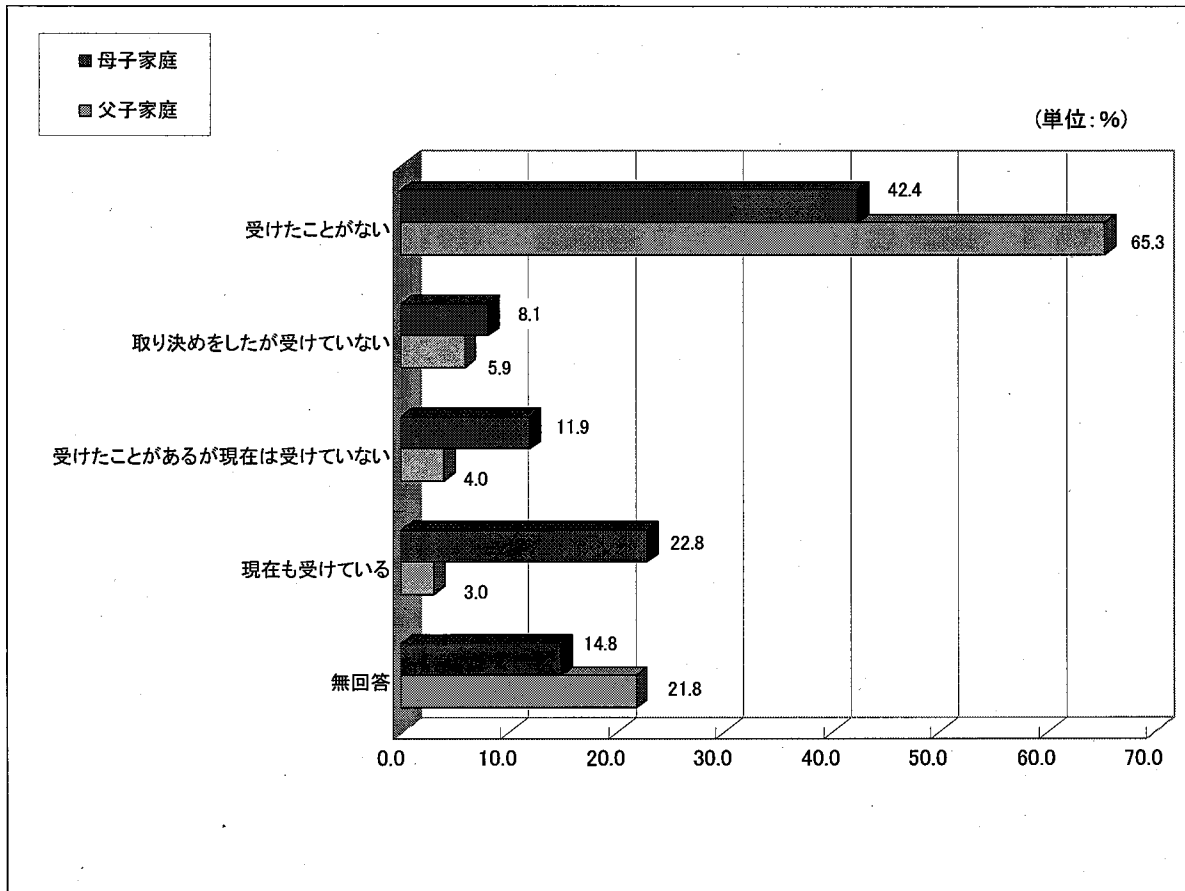
○ 取り決めてしていない理由

母子・父子家庭ともに、「相手が支払う意思や能力がないと思ったから」「相手と関わりたくなかったから」の順になっています。



○ 養育費の受給状況

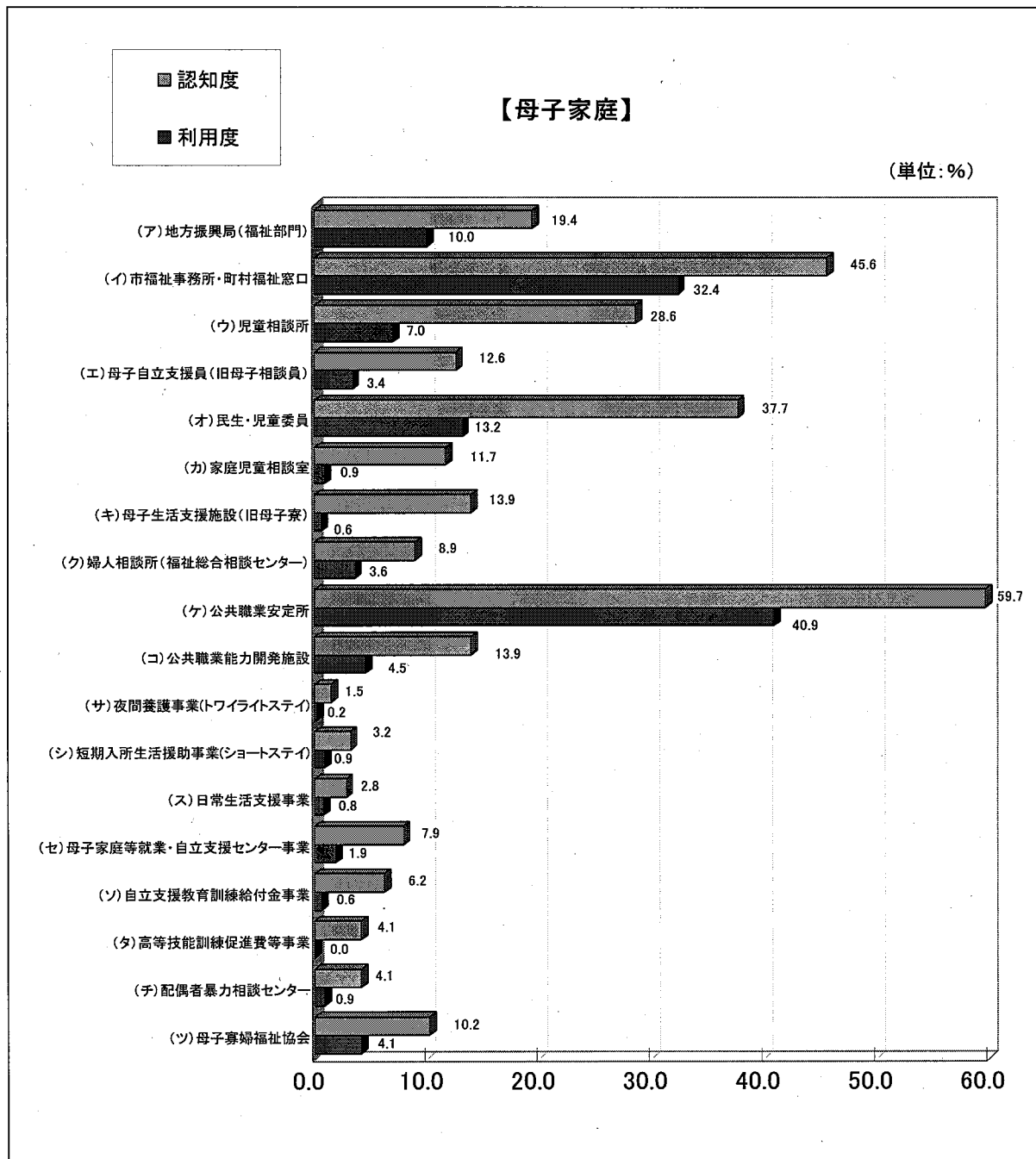
養育費を現在も受けているのは、母子家庭が 22.8%、父子家庭が 3.0%で、ほとんどの家庭が受けていない状況にあります。



○ 福祉関係制度の認知度及び利用度

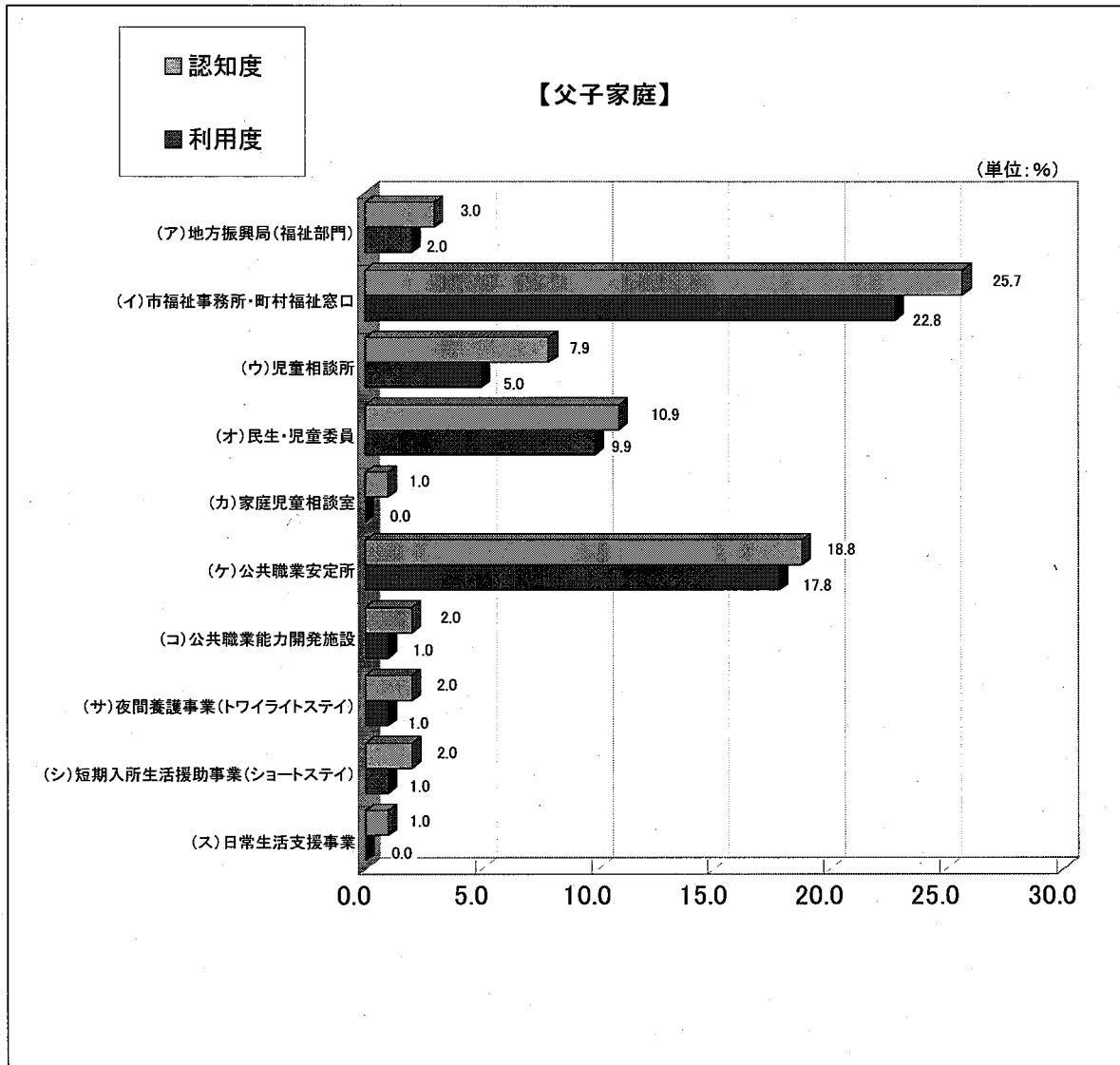
母子家庭は「公共職業安定所」の認知度は 59.7%、利用度は 40.9%と最も高くなっています。

しかし、「日常生活支援事業」など福祉・子育て支援サービスの認知度・利用度は低くなっています。



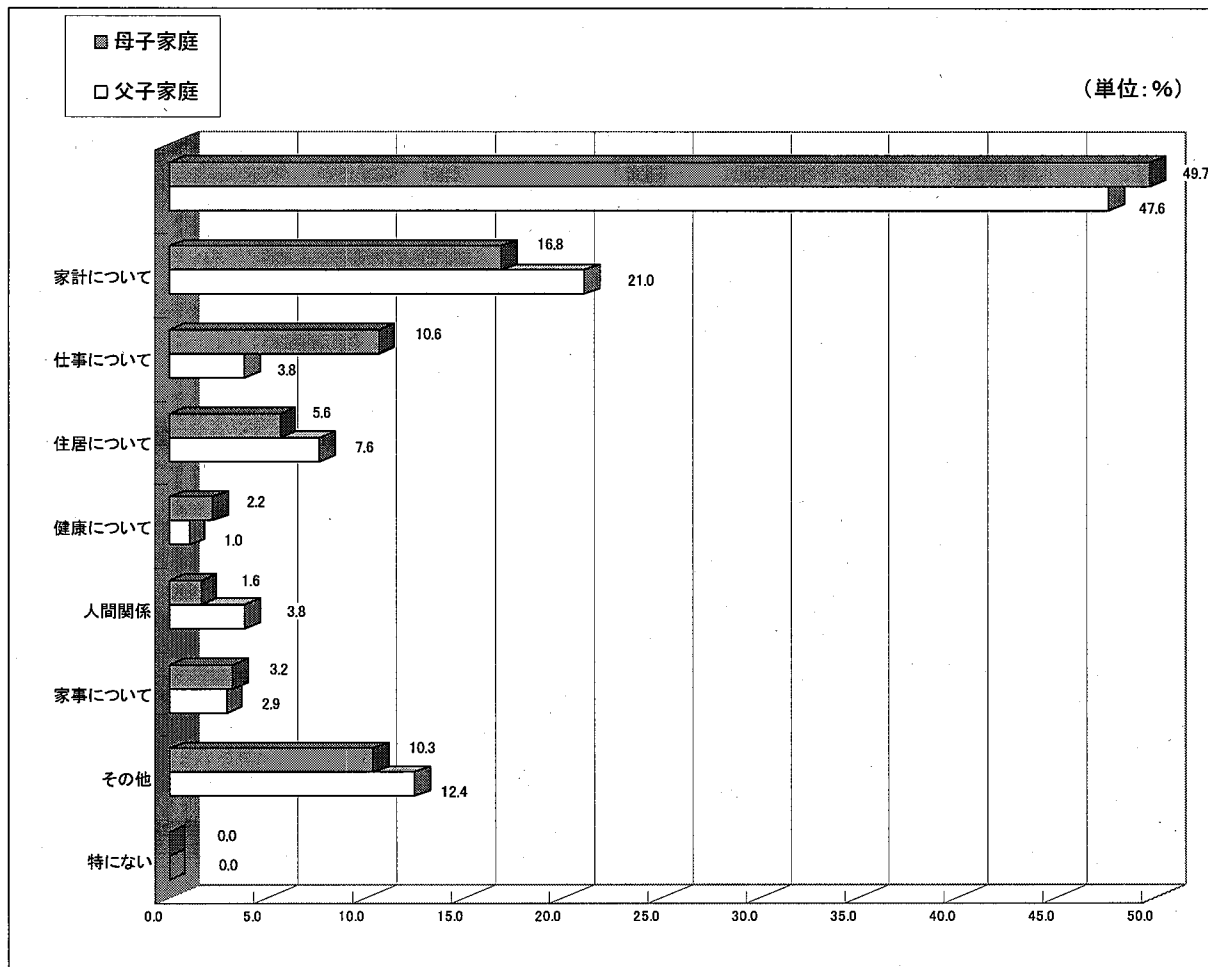
父子家庭は「市福祉事務所・町村福祉窓口」の認知度が 25.7%、利用度が 22.8%と最も高くなっています。

しかし、母子家庭同様に「日常生活支援事業」など福祉・子育て支援サービスの認知度・利用度が低くなっています。



○ 困っていること

母子・父子家庭とも「家計について」が最も多く、次に「仕事について」となっています。



3 取組の評価

平成 17 年 3 月に「岩手県母子家庭等自立促進計画」を策定し、(1)相談機能の充実、(2)就業支援対策の充実、(3)子育て支援・生活環境の整備、(4)養育費確保の促進、(5)経済的支援の充実を重点項目として取り組んできました。母子自立支援員を広域振興局等に配置し母子家庭への相談に応じるとともに、研修による資質の向上に努めました。また、母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談員や養育費相談員を配置するなど相談体制の充実に努め、母子家庭等への就業、子育て、生活支援などの各種事業を実施してきたものです。

しかしながら、

- (1) ひとり親家庭等に対する就業・子育て支援サービス等各種施策の周知が十分ではなく、利用状況も低い状況にあります。
- (2) 就業や生活支援のための保育所・放課後児童クラブ・公営住宅への優先入所(居)等について市町村等への働きかけも不十分であり、優先されているとの実感も十分ではない状況にあります。
- (3) 養育費について、子どもの養育の責任は父母にあり、子どもの健やかな成長のために養育費の確保は重要であるにもかかわらず、養育費の取り決めがされていない場合が多い状況にあります。
- (4) 就業支援策は、国、県、商工関係団体、母子寡婦福祉団体等が行っているものの、相互の情報共有、連携が不足しており、効果的な支援となっていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。

第3 計画推進のための施策に取り組む方向

1 相談機能の充実に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、就労や子育てに必要な情報を手軽に得ることができるとともに、身近なところで自立に向けた施策の活用などの相談ができています。

【課題等】

- ひとり親家庭等においては、各種福祉制度の認知度や利用度が低い状況にあり、効果的な情報発信が求められています。(岩手県母子世帯等実態調査)
- 広域振興局等に配置されている「母子自立支援員」は、ひとり親家庭等の生活相談、子どもの養育に係る相談、母子寡婦福祉資金の活用及び母の就労等の総合相談窓口としての役割を担っており、その機能充実のため、資質の向上が求められています

【施策の推進方向】

- ひとり親家庭等への情報発信は、ハンドブックの作成・配布、インターネットやマスメディアなど、多様な媒体を活用して、就業や子育て支援サービスの施策や各種相談機関の周知を図ります。また、市町村や岩手県母子寡婦福祉連合会、岩手県社会福祉協議会等においても、必要な情報発信ができるよう、その連携体制を充実します。
- 子ども・家庭テレフォンや女性相談（福祉総合相談センター）、すこやかダイヤル（県教育委員会）など、電話相談機関の周知を図り支援を充実します。
- 母子自立支援員の体制強化に努めるとともに、家庭訪問を行うことや関係機関と連携して地域に出向いた相談事業を実施するなど、相談機能の充実を図ります。また、母子自立支援員等の資質向上のため、研修を継続して実施します。

主な電話相談のご案内

- 子ども・家庭テレフォン
019-652-4152
- 女性相談（福祉総合相談センター）
019-629-9610
- すこやかダイヤル（県教育委員会）
0198-27-2134



2 就業支援対策の充実に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭の母等が、必要な能力や資格を身に付け、就労により経済的に自立し、充実した生活を送っています。

【課題等】

- ひとり親家庭等の母等の就業は、経済雇用情勢等により厳しい状況にあります。このため、就職に有利となる情報提供と就業に結び付きやすい資格の取得のための職業訓練・講習会などを充実することが必要です。
- 母子家庭や父子家庭は、子どもの養育などのため、柔軟な就労時間の取得が可能な職場環境であることが求められることから、事業主の理解が必要です。

【施策の推進方向】

- 「母子家庭等就業・自立支援センター（岩手県母子寡婦福祉連合会内に設置）」の就業相談員による職場開拓や、公共職業安定所、商工関係団体、市町村等と連携した就業相談・就業支援の充実を図ります。
- 自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費等事業を実施し、受講費用の一部助成や訓練手当の支給などを行うことにより、就業に必要な技能や資格習得の機会を充実します。
- 母子家庭の母を対象とした公共職業訓練等の実施により職業能力開発と就業支援を推進します。
- 母子自立支援員等は、企業訪問により、事業主に対して、ひとり親家庭の雇用に対する助成金等制度の活用、雇用促進の働きかけなど行います。また、母子自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等と連携して、個々の母子家庭の生活実態やニーズに応じた就労支援を推進します。

母子家庭自立支援給付金事業のご案内

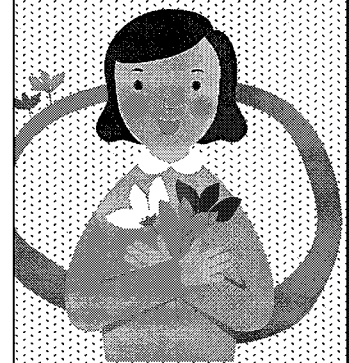
○ 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の20%(上限10万円)を支給する事業です。

○ 高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が、看護師等の養成機関で2年以上修業する場合に、その修業期間の全期間、毎月、高等技能訓練促進費(市町村民税非課税世帯月額141,000円、課税世帯月額70,500円)等を支給する事業です。

※平成23年度末までに修業を開始した方に限ります。平成24年度以降に修業を開始した方については、「修業期間の後半1/2に相当する期間(18か月を上限)」になります。



3 子育て支援・生活環境の整備に向けて

【目指す姿】

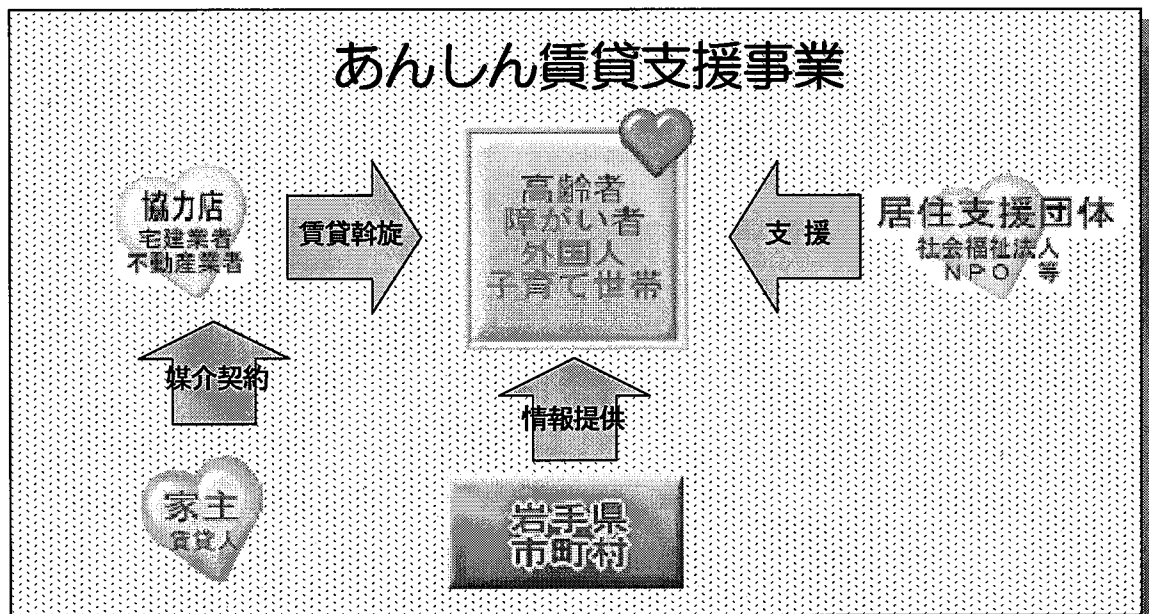
ひとり親家庭等が、仕事と子育てを両立させながら、地域の中で充実した生活と子どもの健全な育成を図っています。

【課題等】

- ひとり親家庭は、子どもの養育と家計をひとりで抱えているため、育児や生活、健康面等について、負担や不安を感じている場合があり、地域や職場等での理解が必要です。
- 仕事と子育ての両立のため、ニーズに応じた保育所の優先入所等が確保されていることが必要です。
- 借家やアパート、公営住宅などを利用するひとり親家庭が増加しており、子育てしやすい住宅の情報提供等の充実が求められています。

【施策の推進方向】

- 福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業、女性健康支援センター（保健所）での健康相談等により、ひとり親家庭等の心身の健康支援を充実します。
- 仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、保育所への優先入所、保育ニーズに対応した保育所の整備、ファミリー・サポート・センター事業の拡充等を市町村に働きかけます。また、地域子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブなどでの、親子の交流事業等の充実を図り、育児不安の軽減に努めます。
- 一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う、日常生活支援事業の活用を促進します。
- あんしん賃貸支援事業の周知や公営住宅の優先入居を確保するなど、住宅の確保に対する支援の充実を図ります。



4 養育費確保の促進に向けて

【目指す姿】

子どもの養育費等について、当事者の十分な話し合いにより円滑に取り決めることができ、ひとり親家庭の生活の安定が図られています。

【課題等】

- 子どもの養育の責務は第一義的には両親にあり、離婚によって変わるものではありませんが、養育費の確保が進んでいない状況です。
- 養育費の取り決めは、そのケースにより複雑で難しい場合があるため、養育費相談員の支援、専門家による相談等を行うとともに、その普及啓発を推進することが必要です。

【施策の推進方向】

- 「母子家庭等就業・自立支援センター」に平成 21 年度から配置した養育費相談員による相談活動を充実します。また、養育費相談員の研修を実施し、その資質の向上を図ります。
- 弁護士による法律相談（無料）を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行います。
- 養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図り、その利用を促進します。

養育費相談

「母子家庭等就業・自立支援センター」に配置している養育費相談員が、養育費の取り決めや確保に悩んでいる方の相談に応じます。

法律相談

養育費や遺産相続などの法律问题や金銭貸借問題など専門的な問題を中心に弁護士による相談支援を行います。
(相談には、事前の申し込みが必要です)

5 経済的支援の充実に向けて

【目指す姿】

ひとり親家庭等に対する経済的支援としての手当制度等が充実し、経済的に安定した生活を送っています。

【課題等】

- ひとり親家庭のほとんどは就業しているものの、母子家庭の母の就業形態は「臨時・パート」の割合が多く、就業による自立が困難な世帯が多くなっています。また、近年の経済雇用情勢を背景に、就労収入が不安定になっており、母子家庭・父子家庭とも困っていることは「家計について」が最も多くなっています。
- 子どもに関する悩みでは、教育費の捻出に苦慮するなどにより、「教育・進学」が最も多くなっています。

【施策の推進方向】

- 児童扶養手当や子ども手当は、母子家庭や父子家庭への経済的支援策として国で定めた制度であり、支給事務の適正化を図ります。
- 母子家庭等の自立や子どもの修学等のため、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金を効果的に活用できるよう、情報提供を充実するとともに、適正な貸付・支給事務に努めます。
- ひとり親家庭の父母や子ども等の心身の健康増進と生活の安定を図るため、一定額以上の医療費の自己負担額の一部を助成します。

第4 施策の具体的推進

1 相談機能の充実

主要な施策	母子	父子	寡婦
(1) 情報提供の充実			
・ ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するハンドブックの作成・配布	○	○	○
・ 携帯電話やインターネット、新聞、テレビなど、各種媒体を活用し、ニーズに沿った情報の提供	○	○	○
・ 市町村や関係団体等と連携した効果的な情報の提供	○	○	○
(2) 相談機能の強化			
・ 母子自立支援員等相談対応者の資質向上のための研修の実施	○	○	○

2 就業支援対策の充実

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 就業のための支援			
○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実			
・ 県と盛岡市が連携し、就業相談員による就業相談・職場開拓のための企業訪問、相談者への情報提供などを実施	○	○	○
・ 就業支援講習会等の実施	○		○
○ 母子自立支援員による就業相談			
・ 母子自立支援プログラム策定事業等の実施	○		
○ 公共職業安定所における支援			
・ ハローワーク、マザーズハローワーク等における就業及び職業訓練のあっせん	○	○	○
○ 生活保護受給者等就労支援事業の実施	○		
(2) 能力開発の支援			
・ 就業支援講習会等の実施〔再掲〕	○		○
・ 自立支援訓練給付金事業の実施	○		
・ 高等技能訓練促進費等事業の実施	○		
・ 公共職業訓練の推進	○		
・ 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進	○	○	○
・ 母子寡婦福祉資金(修業資金等)の活用	○		○
(3) 就業機会創出のための支援			
・ 事業主に対する啓発活動・情報提供	○	○	○
・ 特定求職者雇用開発助成金等の活用	○		
・ 商工関係団体等と連携した起業支援に関する情報提供	○		○

3 子育て支援・生活環境の整備

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 子育て支援の充実			
・ 保育所の優先入所の促進	○	○	
・ 放課後児童クラブ等の優先利用の促進	○	○	
・ 地域の子育て支援事業の活用促進 (地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業など)	○	○	
・ 母子家庭等日常生活支援事業の実施及び利用の促進	○	○	○
・ 女性相談等の充実強化 (福祉総合相談センターの女性相談、男女共同参画センターの相談事業など)	○	○	○
・ 子育て相談の充実強化 (福祉総合相談センター、各児童相談所、子ども・家庭テレフォンなど)	○	○	
(2) 生活環境の整備			
・ 公営住宅の優先入居の推進	○		○
・ あんしん賃貸支援事業の推進	○	○	
・ 母子生活支援施設の利用の促進	○		

4 養育費確保の促進

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 相談体制の確保			
・ 養育費相談員による相談活動の充実	○	○	
・ 特別相談事業(法律相談)の実施	○	○	○
(2) 情報提供の充実			
・ 養育費に関する情報提供の充実	○	○	

5 経済的支援の充実

主な施策	母子	父子	寡婦
(1) 母子寡婦福祉資金による支援			
・ 母子寡婦福祉資金の情報提供と適正な貸付支援	○		○
・ 生活福祉資金の情報提供	○	○	○
(2) 児童扶養手当の支給			
・ 児童扶養手当制度の周知と適正な支給	○	○	
(3) 医療費の助成			
・ ひとり親家庭医療費助成事業の促進	○	○	

第5 計画を推進するための役割分担と連携等

ひとり親家庭等の自立支援のためには、子育てや生活面の支援、経済的な支援、就業支援、養育費の確保など総合的に推進する必要があります。

これらの各種施策が効果的にひとり親家庭等に提供できるよう、行政と商工関係団体、民間団体等と連携を図ります。

1 国、県、市町村の役割分担と連携による支援

(1) 国の役割

国は、ひとり親家庭等に対する経済的支援など基本的な制度・施策の創設、施策の展開に必要な調査・研究の実施や普及・啓発等を行うとともに、都道府県や市町村に対する支援を行うほか、公共職業安定所等において、各種就業支援策を実施します。

(2) 県の役割

- 県は、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、計画的にひとり親家庭等に関する施策を実施するほか、市の母子家庭等自立促進計画の策定を支援し、円滑な事業実施に向けた支援に努めます。
- 市町村には、母子自立支援員等による相談事業の実施、経済的支援の円滑な実施を支援するほか、これらに関する情報提供などを行います。
- 町村には、母子家庭の母等を対象とした自立支援教育訓練給付金事業や高等技能訓練促進費等事業等により、職業能力開発の支援に努めます。また、市に対しては、これらの事業の実施拡充を支援します。
- 岩手県母子寡婦福祉連合会に運営を委託している「母子家庭等就業・自立支援センター」を中核として、市町村、公共職業安定所、商工関係団体等との連携を図りながら、就業支援を広域的に展開します。

(3) 市の役割

- 市は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うことが求められています。
- また、母子自立支援員を配置することや母子家庭等自立促進計画を策定するとともに、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等の相談や就業支援の実施、さらに必要な情報提供などに努めることが求められています。

(4) 町村の役割

- 町村は、ひとり親家庭等を支援するため、子育て支援や公営住宅の優先入居等の事業を主体的に推進するとともに、自立支援に係る経済的給付等各種施策の情報提供を充実するなど、地域の実情に応じた事業の推進を図ることが求められています。

国、県及び市町村はこのような役割分担のもと、相互に連携を図りながら、計画的・総合的に施策を展開していきます。

2 民間との役割分担による支援

- 企業においては、ひとり親家庭等が仕事や子育ての両立ができるよう、子育て等に係る休暇制度や柔軟な労働時間の取得が可能となる規程等の整備、休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てにやさしい職場環境の一層の充実が求められています。
- 社会福祉法人やNPO等の団体においては、必要に応じて行政機関や相互に連携・協働しながら、ひとり親家庭等に対する子育て支援や就業支援等を行うことが求められています。
- 住宅を提供する民間業者においては、あんしん賃貸支援事業などにより、必要な情報の提供や住宅取得のための支援が求められています。
- 就業訓練や就業支援を行う民間機関等においては、ひとり親家庭等のニーズに対応し、就業に関する情報提供、効果的な職業訓練、就業する際の子育て支援など、福祉分野等と緊密に連携した取組が求められています。

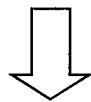
このため、国、県、市町村及び民間事業者など、地域における福祉、雇用等関係者が一層連携し、効果的に施策を推進することが求められています。

3 計画の評価

- この計画の施策については、計画期間内に評価を行います。その際には、改めてひとり親家庭等の実態の把握を行うとともに、関係者からの意見を聴取します。
- この評価の結果を公表するとともに、次期計画を策定する際の参考とします。

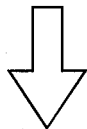
参考： 国・県・市町村の役割分担

【 国 】	
1	基本方針の策定
2	施策や制度の企画・立案
3	調査研究、情報提供、研修会の実施
4	個別事業
(1)	就業や公共職業訓練の受講あっせん (公共職業安定所)
(2)	特定求職者雇用開発助成金の支給 (公共職業安定所)
(3)	試行雇用奨励金の支給 (公共職業安定所)

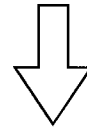


支援(情報提供、連絡調整、助言)

【 県 】	
1	母子寡婦自立促進計画の策定
2	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・就業相談、就業支援講習会、関係機関との連携、就業支援関係者等研修、生活相談、養育費相談、法律相談
3	母子寡婦福祉資金の貸付(中核市を除く)
4	児童扶養手当の支給(市を除く)
5	母子自立支援員による生活・就業の相談支援、情報提供等
6	その他
(1)	母子家庭自立支援給付金の支給(市を除く)
(2)	母子家庭等日常生活支援事業による支援
(3)	母子生活支援施設への支援 など



支援(情報提供、連絡調整、助言)



【 市 】	
1	母子寡婦自立促進計画の策定
2	母子寡婦福祉資金の貸付(中核市)
3	児童扶養手当の支給
4	個別事業の実施
(1)	母子自立支援員による生活・就業の相談支援、情報提供等
(2)	母子家庭自立支援給付金の支給
(3)	子育て短期支援事業など子育て支援事業の実施
(4)	母子家庭等日常生活支援事業
(5)	母子生活支援施設における支援 など

【 町・村 】	
1	-
2	-
3	-
4	個別事業の実施
(1)	相談の実施 (広域振興局等の母子自立支援員と連携等)
(2)	-
(3)	子育て短期支援事業など子育て支援事業の実施
(4)	-

基本方針

施策の基本方向

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、
次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

1 若者が家庭や子育てに希望 を持てる環境を整備する

- (1)若者の豊かな心づくり
- (2)若者の就労や交流活動の促進
- (3)男女がともに子育てをする意識の醸成

2 子育て家庭を支援する

- (1)みんなで子育てを支援する地域づくり
- (2)子育て相談や情報提供の充実
- (3)親と子の健康づくりの充実
- (4)保育サービスの充実
- (5)子育てにやさしい職場環境づくり
- (6)経済的負担の軽減
- (7)ひとり親家庭等への支援の充実(別掲)
- (8)被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保

3 子どもの健全育成を支援する

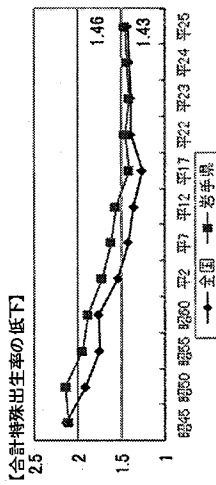
- (1)地域における健全育成活動の推進
- (2)岩手の食育の推進
- (3)児童虐待防止対策の充実
- (4)社会的養護体制の充実
- (5)生きる力を育む^{はぐ}学校教育の推進
- (6)魅力ある社会教育の推進
- (7)被災児童に対する支援の推進

「新・いわて子どもプラン」(仮称)の概要

子どもと家庭をめぐる状況

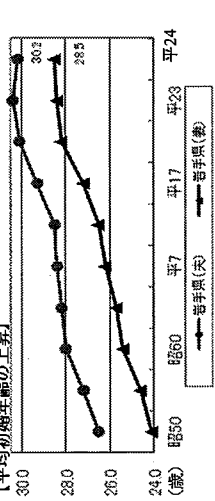
少子化の動向

○ 本県の合計特殊出生率は、昭和50年以降低下してきましたが、近年では横ばいになっています。



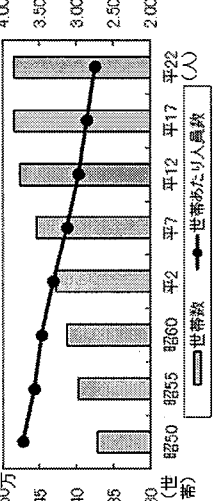
結婚を取り巻く状況

○ 出生数の減少の要因として未婚化・晩婚化の進行があげられています。



子育て世帯の状況

○ 核家族化の進行によって世帯人員は減少しており、社会全体で子育てを支える必要性が高まっています。



東日本大震災津波による被災の状況

○ 被災により、孤児94人、遺児489人が発生し、支援を必要としています。また、保育所など多くの児童福祉施設が被災しました。

被災孤児・遺児数	世帯あたり人員数	合計
94人	489人	583人

被災児童福祉施設の復旧状況	うち、自施設再開
被災児童福祉施設数	36施設
再開施設数	56施設
未再開施設数	36施設

計画の性格

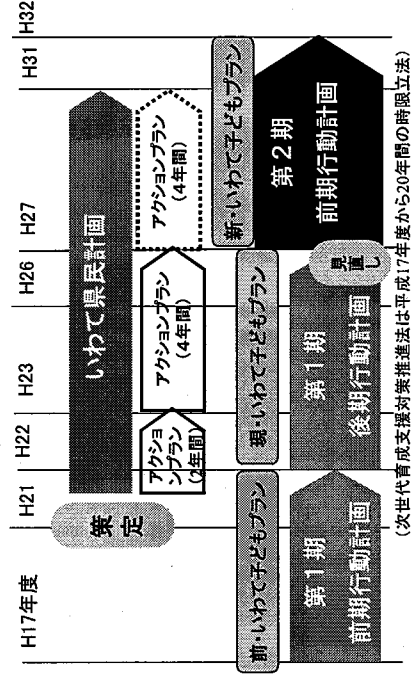
○ この計画は、県民、企業、NPO、行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、本県の子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全な育成型を総合的に推進するための基本的な考え方や施策の基本的な方向を明らかにした実施計画です。

○ また、次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけています。

○ 子ども・子育て支援法に基づく岩手県子ども・子育て支援事業支援計画及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき岩手県ひとり親家庭等自立促進計画も盛り込んであるほか、国の母子保健分野の計画である「健やか親子21」に対応しています。

計画の期間

○ 平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5か年とします。



計画の策定方針

次世代育成支援対策の総合的な推進を図るためには、県民のライフステージに沿って切れ目のない支援が必要であることから、施策の基本方向を、

- 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
- 子育て家庭を支援する
- 子どもの健全育成を支援する

の3つに整理し、各種サービス等を利用する県民にとってよりわかりやすい構成とします。

3つの重視する視点

- 「ゆたかさ」をはぐくむ
- 「つながり」をはぐくむ
- 「ひと」をはぐくむ

策定スケジュール

- 平成26年6月
- 子ども・子育て支援推進連絡会議
- 平成26年7月～
- 子ども・子育て会議

- 12月～1月
- 議会常任委員会説明
 - 子ども・子育て会議
 - パブリックコメント
 - 地域説明会

- 2月
- 子ども・子育て会議
 - 庁議(報告)
 - 社会福祉審議会(報告)
 - 2月議会常任委員会(報告)
- 3月 策定

※次世代育成支援対策推進法に基づき後期行動計画を策定する市町村では、平成27年3月までに策定

施策の基本方向

若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

男女がともに子育てをする意識の醸成を図り、若者の多様な交流活動の促進や、就労支援など、若者が家庭を築くことや、子どもを生み育てることに希望を持てる地域を目指します。

子育て家庭を支援する

地域の関係者が参画する「子ども子育て会議」により、多様な保育ニーズへの対応など、子育て家庭への支援の充実を図ります。
保育サービスの充実や、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

子どもの健全育成を支援する

東日本大震災津波による被災児・遺児への支援や心のケアを必要とする子どもへの支援を進めます。
豊かな自然や人と人とのつながりを大切にす岩手の良さを体感しながら、たくましく生きる「いわてっ子」の育成を支援します。

基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

岩手の子どもたちに期待すること

- ・ 岩手の子どもたちが、
- ・ 豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、
- ・ 人とのつながりを大切にしながら被災による困難からも力強く立ち上がり、
- ・ 将来の岩手を担う若者として、多様な活動に取り組んでいくことを期待しています。

施策の具体的推進

- (1) 若者の豊かな心づくり
 - ・ 社会全体で子育てを支援する機運を醸成し、子どもの権利に関する意識を啓発
- (2) 若者の就労や結婚の支援
 - ・ 新規卒業者等の就労や若者の交流活動の支援、結婚、妊娠・出産、育児を通じた支援の実施
- (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成
 - ・ 育児を支援する企業の認証・表彰の実施、イクメンハンドブック等による育児参加への意識啓発
 - ・ 「いわて家庭の日」県民運動等により家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さを啓発

- (1) みんなで子育てを支援する地域づくり
 - ・ 子ども子育て会議による多様な保育ニーズへの対応、事故や犯罪から子どもを守る地域の連携
- (2) 子育て相談や情報提供の充実
 - ・ インターネットやマンガ等を活用し、あらゆる世代のニーズに対応した子育て応援情報の提供
- (3) 親と子の健康づくりの充実
 - ・ 母子感染予防、不妊・不育相談、小児慢性特定疾病児童の自立支援、思春期教育・相談の実施
 - ・ 発達障がい児への相談対応、保育所、幼稚園での障がいの理解や指導法など適応への普及啓発
- (4) 保育サービスの充実(別途、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を策定)
 - ・ 計画的な保育体制の確保、認定こども園の普及、潜在保育士の再就職支援等による保育士の確保
- (5) 子育てにやさしい職場環境づくり
 - ・ 仕事と生活の調和の普及啓発、3歳未満児の保育を行う小規模保育など地域型保育事業の実施
- (6) 経済的負担の軽減
 - ・ 児童手当の支給や乳幼児・妊産婦の医療費の一部助成、就学支援や学費助成の実施
- (7) ひとり親家庭等への支援の充実(別途、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を策定)
 - ・ 母子父子自立支援員等による相談機能の充実、母子父子寡婦福祉資金の情報提供
- (8) 被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保
 - ・ 震災により被災した保育所・放課後児童クラブ・児童館の早期復旧、保育料の減免支援

- (1) 地域における健全育成活動の推進
 - ・ 「いわて子ども森と児童館」放課後児童クラブとの連携推進、遊び環境や指導者研修の充実
- (2) 岩手の食育の推進
 - ・ 食生活改善推進員等と連携した食育教室、農林水産業への理解醸成と食への感謝の心の育成
- (3) 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 虐待や疑い事案の速やかな通告の啓発、児童相談所と市町村や関係機関との連携促進
- (4) 社会的養護体制の充実
 - ・ 県社会的養護推進計画に基づく施設養育環境の小規模化推進、里親による家庭養護の推進
- (5) 生きる力を育む学校教育の推進
 - ・ 福祉施設など学校外における体験学習の推進、全ての学校における特別支援教育の充実・強化
- (6) 魅力ある社会教育の推進
 - ・ 子育てに関する親の学習機会や情報の提供、子育てやしつけに悩む親の相談体制の充実
- (7) 被災児童に対する支援の推進
 - ・ 「いわて子どもケアセンター」による心のケアの実施、震災孤児・遺児家庭への相談・支援の実施